

令和3年5月24日

於 教育委員会室

令和3年5月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

令和3年5月大和市教育委員会定例会

○令和3年5月24日（月曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	森 園 廣 子
3番	委 員	前 田 良 行
4番	委 員	及 川 紀 子
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	前 嶋 清	文化スポーツ 部 長	井 東 明 彦
教育総務課長	佐 藤 則 夫	保健給食課長	佐 藤 祐 介
学校教育課長	北 島 知 成	指 導 室 長	高 井 文 子
図書・学び 交流課長	大 紺 和 由		

○書 記

教育総務課 政策調整 係 長	山 田 智 之	教育総務課 政策調整係 主 査	小 高 功
----------------------	---------	-----------------------	-------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前回会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
 - 日程第 1 （議案第 8号）大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則について
 - 日程第 2 （議案第 9号）物品購入契約の締結について
 - 日程第 3 （議案第10号）大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について
 - 日程第 4 （議案第11号）大和市社会教育委員の委嘱について
 - 日程第 5 （議案第12号）教育財産の取得の申し出について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

○柿本
教育長

それでは、ただいまから教育委員会5月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までとします。

前回の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今回の署名委員は、2番、森園委員、3番、前田委員にお願いいたします。

続きまして、私からの報告をさせていただきます。

メモをご覧になりながらお聞きください。

初めに、前月定例会以降の動きについて報告します。

4月28日には、県・市町村教育長会議が、神奈川県立総合教育センターで開催されました。県教育委員会との協議事項としては、インクルーシブ教育の推進や、不祥事防止の取組、青少年の自殺防止に関する取組などがございました。

4月29日には、延期されておりました成人式が、文化創造拠点シリウスメインホールで執り行われました。感染予防のために、地域別の三部制とし、会場内でも座席を1つずつ空けての着席となりましたが、実行委員の仲間の言葉や市長挨拶に、しっかりと耳を傾ける落ち着いた雰囲気となりました。市内中学校では、サテライト会場として、卒業生たちが記念写真を撮れるよう金屏風がセットされ、多くの新成人が母校を訪れました。

5月12日には、大和市PTA連絡協議会予算総会が開催され、ご挨拶をさせていただきました。新型コロナウイルスの猛威がまだ続く中、学校でも感染対策をしっかりと授業を進めておりますが、こういった学校の取組をご理解の上、ご協力いただけるようお願いいたしました。

5月10日から5月18日の間、市内全小・中学校を教育部長とともに回り、学校長から、コロナ禍での学校経営についての状況についてヒアリングをさせていただきました。

お手元のメモの新型コロナウイルス感染防止対応報告に要点を書かせていただきましたが、どの学校も感染予防には細かな点まで注意をし、教職員が一丸となって取り組んでいることがよく分かりました。また、感染不安で登校できない児童・生徒は、全体では昨年より減少しているように感じましたが、不安で登校できない児童・生徒に対しては、きめの細やかな支援をしていることも分かりました。清掃や消毒など、教職員への負担が相変わらず続いていることから疲れも見えますが、それでも子どもたちの笑顔に支えられて、先生たちが頑張ってくれていると、

多くの校長先生が話してくださいました。先生方に心から感謝を申し上げたいと思います。

また、現在神奈川県に出されております、まん延防止等重点地域の指定が5月31日までに延びたことから、各小・中学校では行事の見直しを行っており、修学旅行やキャンプの延期、運動会の縮小などを検討しております。保護者の意見をしっかり聞きながら、対応を決定するよう、私からは依頼をいたしました。

また、コロナウイルス感染防止とは別に、早い段階で情報を学校現場と教育委員会が共有することや、整備が完了した1人1台端末の積極的な活用に関して、各学校をお願いをしてまいりました。

次に、新型コロナウイルス感染防止対応報告でございますが、各学校の様子は、先ほどお話ししたとおりです。今月の感染者は、児童・生徒が6名であり、教職員はおりません。ここまでの大和市学校関係の感染者数は合計で、児童・生徒は58名、教職員は8名となりました。

次に、大和市議会定例会の日程に触れさせていただきます。本会議は、初日が6月1日、最終日が6月25日です。一般質問は6月18日、21日、22日の3日間を予定しております。関連する委員会につきましては、文教市民経済常任委員会が6月4日、厚生常任委員会が6月7日です。

最後に、次月定例会までの日程でございますが、お手元のメモでご確認をお願いいたします。今月27日には、今年度1回目となる総合教育会議が予定されておりますので、委員の皆様のお出席をよろしくお願いいたします。

私からの報告は以上でございます。ただいまの報告に関しまして、質疑等ございましたら、委員の皆様からお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、前田委員、お願いします。

○前田委員 各学校の行事の見直しですけれども、保護者の意見を聞く、それもとでも大事なことだと思いますが、学校間の差が出ないようにということも大事だと思うので、学校間とか校長会とか委員会とも連絡を密にして、ぜひ差が出ないような形でお願いしたいと思います。

○柿本教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

森園委員、お願いします。

○森園委員 2番の2021やまと成人式でございますが、コロナ禍の関係で、私たちいつも出られたのが出られなくて、非常に残念ではございました

が、参加した新成人の方々にお聞きしますと、本当にやってくださってありがとうございますという言葉を私、耳にしました。本当に職員の皆様はじめ大変なご努力だったと思います。出来て本当によかったなと思っております。ただ、終わった後写真撮るところ、母校にまで行くというそこまで行かない成人の方々、コンビニのところでうれしそうにみんなでこうして、今風だなんてそれも感じました。本当によかったと思います。

以上でございます。

○柿 本 ありがとうございます。

教育長 ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ほかにないようでしたら、ただいまの報告に関する質疑のほうを終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、本議場内の説明員を必要の都度、入れ替えさせていただきます。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

◎議 事

○柿 本 それでは、再開いたします。

教育長 議事に入ります。

日程第1、議案第8号「大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

北島学校教育課長。

○北 島 よろしく願いいたします。

学校教育 課 長 それでは、日程第1、議案第8号「大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則について」提案させていただきます。

特別支援教育就学奨励とは、特別支援学級等に在籍している児童・生徒のご家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が特別支援教育就学奨励費を支給する事業です。全額、国の補助金で行っている事業でございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表、右側の現行の欄をご覧ください。

現在、この事業の対象となる方は、下線部のとおり、「大和市立の小学校又は中学校に就学し、当該学校の特別支援学級に在籍している児童若しくは生徒又は教育委員会が設置する通級指導教室に通う児童若しくは生徒の保護者で、教育委員会が認定した者とする。」となっております。

左側の改正案の欄をご覧ください。

現行の対象者を（１）（２）とするとともに、これまで対象ではなかった通常学級に在籍する「学校教育法施行令第２２条の３に規定する障害の程度に該当する者」を新たに対象とするため、（３）を追加いたします。

ここで対象となる障害の区分は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者であり、情緒障害者は含まれてはおりません。また、障害の程度は、例えばですけれども、視覚障害者であれば、両目の視力がおおむね0.3未満の者であり、なおかつ、拡大鏡等を使っても文字の認識が困難な者で、さらに教科等の指導に特別な支援や配慮が必要な者と、それぞれの障害についてももう少し細かくですけれども、学校教育法施行令に記載されております。

次に、今回の改正の経緯について説明いたします。

平成25年9月1日に、学校教育法施行令の一部が改正され、従前の障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという就学先の仕組みを改め、障害の状態や本人、保護者の意見、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先を決定するという仕組みに改められました。

それを受け、市町村が支給する特別支援教育就学奨励費に対する国庫補助事業につきましても、先ほど説明いたしました（３）の通常学級に在籍する「学校教育法施行令第２２条の３に規定する障害の程度に該当する者」も対象となりました。

しかし、本市における特別支援教育就学奨励費の支給対象としては、県内他市での導入状況等を鑑み、これまでは含めてはまいりませんでした。しかし、このたび制度内容についてお問合せをいただいたことから、改めて検討を重ね、庁内調整を行った結果、特別支援教育就学奨励費の支給対象が、国庫補助制度と同じ内容となるよう規則の一部改正を定例会に付議した次第であります。

改正が認められた後には、関係要領等も整え、障害の程度の判定等がきちんと行えるようにいたします。

また、周知についてですけれども、市のホームページに掲載するほ

か、教育相談を行っております特別支援教育センターアンダンテとも連携し周知するとともに、併せて学校にお知らせをして、周知に努めてまいります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○柿 本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

ご意見のほうないようでしたら、質疑のほうを終結いたします。

これより、議案第8号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第8号は可決いたしました。

続いて、日程第2、議案第9号「物品購入契約の締結について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

佐藤保健給食課長。

○佐 藤
保健給食
課 長

よろしくお願ひいたします。

議案第9号「物品購入契約の締結について」をご覧ください。

物品購入契約の締結に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく市長への意見の申出につきまして、議会に提案させていただく予定の契約の内容についてご説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。

学校給食調理用備品の購入について、次のとおり物品購入契約を締結したいという内容でございます。

1、契約の方法は条件付一般競争入札。

2、契約の相手方は株式会社大黒屋。

3、契約金額は2,475万円。

4、納入場所は、大和市立北部学校給食共同調理場ほか7か所でございます。

さらに、もう一枚おめくりいただいて、2ページ目、令和3年度学校給食調理用備品更新備品一覧をご覧ください。

購入備品でございますが、食器消毒保管機が合計6台、その他食器洗浄機、ブラストチラー&フリーザー、包丁俎板殺菌庫、電動缶切機、食器食缶洗浄機、フードカッターがそれぞれ1台の合計で12台になります。

す。また、8番のブラストチラー&フリーザーが新規の購入、また、それ以外の機器につきましては、全て更新でございます。

購入備品の単価でございますが、品名が同じであっても、寸法などの仕様が異なることにより、単価が異なっているものもございます。

また、右端に表記してございます既存機器の経過年数につきましては、おおむね16年から26年を経過しており、経年劣化等により更新を行うものでございます。また、12番のフードカッターにつきましては、購入から8年の経過でございますが、食材を直接刃物で刻む機械になりますので、他の調理機器よりも早いサイクルで更新をしている状況でございます。

なお、機器の更新選定に当たりましては、既存の機器の経過年数を踏まえ、毎年実施しております総合機器点検の結果や、機器の状態等を考慮し、総合的に検討し、更新を課しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、委員の皆様からお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

はい、どうぞ、青蔭委員、お願いします。

○青蔭
委員

必要に応じて換えていただくので結構だと思います。なるべくその経過年数というのも、あまり引っ張らないで、口にするものですので、なるべく早め早めに取り換えていただくようにご指示をいただければと思いますので、よろしくお願したいと思います。

○柿本
教育長

ありがとうございます。

安全を第一にということだと思いますので、ありがとうございます。

ほかの委員よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

ないようでしたら質疑のほうを終結いたします。

これより、議案第9号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第9号は可決いたしました。

続いて、日程第3、議案第10号「大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

佐藤保健給食課長。

○佐藤

それでは、議案第10号「大和市学校給食共同調理場運営協議会委員

保健給食 課長の委嘱について」をご覧ください。

本協議会の委員の委嘱についてご審議願いたく、提案させていただくものでございます。

本協議会は、大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例で定められている、調理場の運営に関する重要な事項について審議し、または調査研究を行い、助言するとされております。

1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

委員は、学校給食共同調理場の受入れ校の小・中学校長または教頭の代表者各2名、同じく小・中学校のPTAの代表者各2名、学校医等学識経験者4名の合計12名で構成をしております。

続きまして、2ページをご覧ください。

今回ご審議いただくのは、上の表にございます1の新任者の選出区分として、受入れ校の校長または教頭の代表者の方3名と、受入れ小学校のPTAの代表者の方1名、受入れ中学校のPTAの代表者の方1名の合計5名の方々についてでございます。5名の方々につきましては、いずれも選出母体であります小学校校長会、中学校校長会、大和市PTA連絡協議会からご推薦をいただいたものでございます。

新たに委員にご就任された方々の任期につきましては、前任の方の残任期間となりますので、令和3年6月1日から令和4年5月31日までの1年間となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○柿本 細部説明が終わりました。

教育長 質疑の際は、個人情報に配慮いただきますよう、お願いいたします。

それでは、委員の皆様から質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

青蔭委員、お願いいたします。

○青蔭 選出区分について、何かものを申すということはいたしません。大変、それぞれ適した人が選出されていると存じますので。ただ、前もあつたのですが、調理場で何か問題が起きたときに、こういう方々にご報告が遅くなったと。つまり、私たちの耳に入る前に、こういう方々のご報告が遅くなる、それから、先ほどもご説明ございましたが、その食器等々洗い機等々、そういう機械的にも換わったときに、こういうことになりましたとか、年度はこういうふうになって、この間でちょっと心配だからこういうふうになったということをご報告をなさっていらっしゃいますか。

○柿本 保健給食課長。

教育長

○佐藤 保健給食課長 先ほども申しあげました定例の内容のほかに、共同調理場やその他受入れ校に関する様々な課題等につきましては、諸問題等があった時点で、協議会のほうには報告を適宜させていただいているような状況でございます。

○青蔭 委員 もう一点ですが、ごめんなさい、先ほどるるご説明いただいたそういうものの経年劣化による、そういうものに対するご報告なさっていますか。

○柿本 保健給食課長。

教育長

○佐藤 保健給食課長 はい、備品の更新等についても、報告をさせていただいております。

保健給食課長

○青蔭

分かりました。

委員

前も、たしかご質問させていただいて、課長代わっていらっしゃいますが、ばんたび起きたことがあった。そのときに、私ここへ座ってしまして、私たちに報告する前に、こういう組織があって、しかも私たちにご報告があって、委員の方々の候補者に対していいか悪いかという打診がありながら、こういう方々にご報告がなかったということが、何件かあったのですね。ぜひそういうことがないように、事が起きたときに、こういう方々を徴して、今、こういう状態になっていると。しかも、これからこういう対応をしていく、あるいは対応したと、こうなったとかという、運営方法について、あるいは、また報告をきちんとなさっていただきたいなど。とても私は、ここへ座っていて残念だったのですね。せつかく私たちに、こういう方々いかがですかということ打診しながら、そういう大きなことが起きているのに、異物混合が起きているのに、こういう方々に連絡が行っていなかったということがございましたので、課長、ぜひそういうことないように、これから注視をしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○柿本

ご意見ありがとうございました。

教育長

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

ほかにございませぬようでしたら、質疑のほうを終結いたします。

これより、議案第10号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第10号は可決いたしました。
暫時休憩といたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○柿本 再開いたします。

教育長 続いて、日程第4、議案第11号「大和市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

大紺図書・学び交流課長。

○大紺 それでは、議案第11号「大和市社会教育委員の委嘱について」ご審
図書・ 議願いたく、ご提案させていただきます。

学び交流 現在の第31期大和市社会教育委員の任期が、今年の5月31日まで
課長 となっております。新たに第32期の任期で委嘱したく、ご審議をお願い
いたします。

社会教育委員は、社会教育法において市町村に置くことができると規定されております。本市の社会教育委員の任期は、大和市社会教育委員に関する条例で2年と定められ、今回第32期の委員につきましては、令和3年6月1日から令和5年5月31日までの任期となります。

選出区分でございますが、同条例で、委嘱の基準として、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者である者の中から、教育委員会が委嘱すると定めております。

定員につきましては、同条例で15人以内となっておりますが、今期11名で運営していきたいと考えてございます。

第32期大和市社会教育委員候補者名簿（案）というのをご覧いただければと思います。

左端の番号に丸のついている2番、3番、5番、9番の方、この方たちは、今回新たに委員として候補者になった方々でございます。このうち、9番の方は、所属する団体からご推薦を受け、候補者になっていただいております。その他の候補者につきましては、選出区分ごとに個別にお声がけをして、候補者になっていただいております。丸がついていない方につきましては、第31期から引き続き委員として候補者となった方々でございます。

選出区分につきましては、先ほどお話しした同条例に規定された委嘱の基準に基づいて記載をしております。備考欄には、委員候補者の所属されている団体や役職などを記載しております。

続いて次ページのほう、こちらは前任の第31期の方の委員名簿でご

ございますが、同じく左側の番号に丸がついている2番、4番、5番、11番、この方たちが今回退任をされる方々でございます。2番と11番の方は、大和市附属機関等の設置及び運営基準に関する要領の規定に定める委員の在任期間が10年、こちらを超えたことによる退任です。それから4番の方は、自己都合での退任となります。それから5番の方は、所属する団体が他の者を推薦したことによる退任というふうになっております。

説明については以上でございます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑の際は、個人情報に配慮いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

森園委員、お願いします。

○森園
委員

教えていただきたいのですけれども、ここの備考のほうに、ここの関連団体が書いてあります。この例えば1番の方でございますけれども、その団体は、もうないわけですね。母体はもうないのです。でも、ある意味、家庭教育の向上に資する活動をこの元という部分なのですね。それであるなら、この母体は参考に要らないような気がします。ない母体を書いてよろしいのでしょうか。

以上でございます。

○柿本
教育長

図書・学び交流課長。

○大紺
図書・
学び交流
課長

やっぱり選出区分の中で、委員のほうは選ばせていただいて、確かに委員おっしゃるとおり、肩書というか、ここの団体から推薦を受けたということではありませんので、必ずしも載せる必要はないというふうには思っておりますが、実際、この方の活動実績という部分の意味合いで、ちょっと載せさせていただいたところありますので、それをちょっとご理解いただければと。特にこれだからということではないということをご理解いただければと思います。

○柿本
教育長

森園委員。

○森園
委員

でも、備考にそのようなことが書いてあるということは、あまりその母体に関係なくはなくて、やっぱり選出する母体というのは、やっぱりこれを選ばれる区分の中では大切なところだと思いますので、意見を言わせていただきました。

以上でございます。

- 青 蔭 委員 その辺よろしいですか。
- 柿 本 教育長 青蔭委員。
- 青 蔭 委員 ちょっとごめんなさい。
今、ご説明いただいて、ちょっと違和感があるのは、母体から選出をされるというご説明だったのではないか、違うのですか。
- 柿 本 教育長 図書・学び交流課長。
- 大 紺 図書・学び交流課長 こちらの方に関しましては、母体からも推薦を受けたというわけではございませんで、あくまで家庭教育の活動自体で、非常に実績があったというところで選ばれております。ここの備考の中で、あくまでこういうことも活動されていましてよというようなことで、載せさせていただいたということです。
- 柿 本 教育長 どうぞ、森園委員。
- 森 園 委員 そうしたら、備考にそれはない団体を書いて、なぜここから選出されたのかって、私は違和感を持ったのですね。だったら、備考は逆にこの方が何か違うところでとても頑張っていると思いますので、その辺を備考としてお書きになったらいかがでしょうか。あくまでもこの備考というのは、こういうところからこのような活動をしていますよということの私は備考だと思うのですね。そう、私は解釈したのですが、それでもここからだということであるならば、理解します。
以上です。
- 柿 本 教育長 何かございますか。
- 井 東 文化スポーツ部長 ご意見ありがとうございます。
確かに、例えばご説明の32期の9番の方につきましては、選出団体側の推薦等をいただくということもございますが、確かにそのほかの皆様については、選出区分に基づいてふさわしい方を選出していただく。あくまでも、その備考は参考という意味合いもございますので、ご指摘のように、備考の意味がちょっと違う形で使われているところもございます。この辺は、ちょっと今回はできたらこの議案という形で提出をさせていただきますので、この形でやらせていただきまして、次回以降、もうちょっとよく十分に教育委員会の事務局に協議をさせていただきます。今後の記載方法については、再度検討させていただければと

思います。よろしくお願いいたします。

○柿本 教育長 すみません、検討のほう、では次回、備考という書き方だとちょっと非常に曖昧なところがあるということだと思います。元職は、皆さん書かれているところもございますので、そういった意味で、ちょっと備考という形がいいかどうかということで、次回のときにはきちんとした検討のほうをよろしくお願いいたします。

○青蔭 委員 すみません、この備考というのは、文言を少し考えましょうよ。何か経験、何でもいいですが、考えましょう。

それから、いいですか。

すみません、10年ということは今まで知らなかったもので、10年間もお務めいただいているそうですが、もう大分長くお務めの方もいらっしゃると思いますので、ぜひ、ごめんなさい、私の記憶だと、数名の方がこの10年にやや近くなっていると思うのですよ。だとすると、一挙にまた人をまとめて、あらかじめ、失礼でございますが、打診をしてなさっていないと、たしか数名の方がこの範囲内に入ってくるように思いますので、ぜひご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○井東 文化スポーツ部長 承知いたしました。

○柿本 教育長 では、よろしくお願いいたします。
ご意見、ありがとうございました。
ほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

ほかはないようでしたら、質疑のほうを終結させていただきます。

これより、議案第11号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第11号は可決いたしました
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

○柿本 教育長 では、再開いたします。
続いて、日程第5、議案第12号「教育財産の取得の申し出について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

佐藤教育総務課長。

○佐藤 教育総務課長 よろしくお願いいたします。

議案第12号「教育財産の取得の申し出について」ご審議賜りたく、ご提案をするものでございます。

教育財産の取得に関しましては、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則に規定する付議事項に該当するため、今回2件についてご審議願うものでございます。

いずれにいたしましても、学校環境の向上に資することを目的に、取得をさせていただくものでございます。

ページをおめくりいただきまして、ページ1をお開きください。

取得する教育財産の概要を表にまとめたものでございます。

1件目、名称のところでございます。市立北大和小学校の体育館でございます。構造等、鉄骨造の2階建て。面積等、建築面積が954.55平方メートル。延べ床面積、989.37平方メートル。取得理由、体育館の建て替えによるものでございます。取得時期につきましては、令和5年2月。参考といたしまして、概算事業費、6億1,927万円でございます。

ページを1枚おめくりいただきまして、ページの2になります。

名称、市立引地台中学校校舎でございます。引地台中学校の既存校舎を全面リニューアルする大規模改修工事を実施する予定でございます。それに併せまして、北棟及び南棟にそれぞれエレベーター設備を新たに整備する計画となっております。計画の中で、南棟のエレベーター設備を新設するために、そのエレベーター部分の増築が必要となるため、追加で増築分の財産取得の申出をさせていただくものでございます。

構造等でございます。鉄筋コンクリート造の4階建て。面積等、建築面積、10.34平方メートル。延べ床面積、41.08平方メートル。取得理由、大規模改修に伴うエレベーター棟増築校舎建設。取得時期につきましては、令和5年2月。一番下ですね、参考といたしまして、概算事業費、3,647万円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○柿本 教育長 細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○前田 委員 北大和小学校の体育館なのですが、今度ちょっと広がったということですけども、今までの体育館からどれぐらい広がったと。よろし

いですか。

○柿本 総務課長。
教育長

○佐藤 体育館全体といたしまして、面積等の欄にあります延べ床面積が98
教育総務 9・37平方メートルということで、今回計画をしておりますが、既存
課長 の延べ床面積が666平方メートルでございますので、360平方メ
ートルぐらい大きくなります。もう一つは、アリーナと言われますステー
ジを除いた実際に活動する面積でございますが、もともと既存が540
平方メートルに対して、今回は600平方メートルということで、若干
アリーナを広くさせていただいて、これも建築基準法等に基づきまし
て、最大限取れる面積ということになりますが、540平方メートルか
ら600平方メートルという形でアリーナを拡充させていただきました。

以上でございます。

○前田 児童数が多いですから、できるだけ広いほうがいいかなと思うので
委員 が、ただ、土地の広さもありますので、若干でも広がってよかったか
なという感想です。

○柿本 ご意見ありがとうございます。
教育長 ほかいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。

ほかにございませんようでしたら、質疑のほう終結させていただきます。

これより、議案第12号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第12号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○柿本 再開いたします。

教育長 それでは、その他に入ります。

各課での報告事項について、順次報告してください。

まず、令和3年度大和市立小・中学校の学校評議員依頼状況につい
て。

高井指導室長。

○高井 室長 よろしくお願いいたします。
指導 室長 では、令和3年度大和市立小・中学校評議員依頼状況につきまして、
資料の表を見ながらご説明をいたします。

令和3年度大和市立小・中学校の学校評議員依頼状況につきまして、
ご報告いたします。

まず、学校評議員とは、学校教育法施行規則第49条及び第79条に
規定されているもので、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べ
たり、学校関係者として学校評価に参加したりしております。

本年度の学校評議員の人数は、令和3年4月19日現在で、小学校は
106人、中学校は50人となっております。1校当たりの平均人数
は、小・中学校ともに5.6人となっております。今年度新たに評議員
となられた方は、小学校で11人、中学校で8人でございます。男女の
割合は、小・中学校ともに約3対2となっております。

委員の方々につきましては、小・中学校とも民生委員、児童委員、自
治会関係者や地域の方、PTA関係者など地域に関係の深い方々が多い
傾向が見られます。

以上が、本年度の学校評議員の依頼状況でございます。

続きまして、昨年度の学校評議員会の活動状況について報告をさせて
いただきます。

資料、表の下の部分、令和2年度のところのご報告になります。

評議員会の開催回数ですが、全体会の平均開催回数は、小学校で1.
1回、中学校で1.3回となりました。個別やその他の訪問は、小学校
で6.4回、中学校で7回となっております。

次に、評議員会の具体的な活動について申し上げます。

全体会は、学期ごと、または年に2回実施されております。前半は、
校長から学校教育目標や学校の経営方針の説明を行い、後半では、学校
の現状や取組の状況の報告、さらに学校評価についての意見交換などが
行われております。昨年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
全体会の開催も例年どおりとはいきませんでした。感染対策を講
じながら、できる限りのご参加をお願いし、個別やその他の訪問でも教
育活動を参観いただき、ご意見をいただいております。また、年度末で
開催ができた学校におきましては、地域の方や保護者、児童・生徒のア
ンケートを基に、学校に対する評価を提示し、協議を行っております。
これは、学校関係者評価として位置づけられるもので、多角的な視点か
らご意見をいただき、よりよい学校づくりのために非常に重要であると
考えております。

報告は以上でございます。

○柿本 教育長 ただいまの報告に関しまして、何か質疑等ございましたら、お願いいたします。

○青蔭 委員 よろしいですか。

○柿本 教育長 はい、青蔭委員、お願いいたします。

○青蔭 委員 ご報告、ありがとうございます。

もちろん、コロナ感染防止ですので、人が集まるということは、学校もそれはもちろん重視しなければいけませんので、その間に、学校でもしこういうことがあったと、評議員の方々に手紙、あるいは等々、そういうツールでご報告をいただいておりますでしょうか。ありがとうございます。

うちに何人かおみえになるのですが、とにかく、事後報告が多いと、つまり、何かあったときに、こういうことがありました、こういうことがありましたということが多いため、その起こったときに、何でできないのかなという。つまり、解決し終わったと聞いてみても、そうなのかとしか言えないので、その間に何が今あって、どういうことなのかということをもう少し評議員のほうに知らせてくれたらいいなということをおっしゃいました。

だから、私のほうは、その事案によっては、大変秘密を要することがあると、それから、子どもたちのプライバシー、いろいろなことを鑑みて、そうなさっている学校があるだろうと。ですが、先ほど申し上げたとおり、逐一ご報告を申し上げるとするのが筋だから、ぜひ学校のほうにもそう申し上げてくださいと。

学校評議員になっていただく方々も、非常に大変プライドがあって、自分たちが学校を守っているのだと、そういう自負心がありますので、ぜひ何かあった折には、学校長が、恐れ入りますが、こういうときでございますので、一堂に会するということが無理だと思いますが、ぜひ何らかの形で、こういうことがあって、伝達お願いとか、言葉の伝言って非常に難しいのですけれども、何かそういう形で、少しでも学校内で起きたことをタイムリーでお知らせいただくと、学校評議員としてはうれしいということをお承りしたので、あえて、おなりになった方に対して、毛頭何か申すことはございません。みんな本当に頑張っているわけですが、ただ、学校側と評議員がぜひ一体となっていられるような組織を構築していただきたいなと思っておりますので、よろ

しくお願いしたいと思います。

○柿本
教育長

ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

はい、森園委員、お願いいたします。

○森園
委員

私の記憶違いかも知れないのですが、この評議員制度ができてから、何年たつのでしょうか。結構たちますよね。20年ぐらいたちますよね。そのとき、学校を私もメンバーのときに、どういう意味でこの評議員ができたか、県から指導だったと思うのですね。要するに、地域の人だとか、その関連者の方々が集まって、校長先生と一体、今、青蔭委員がおっしゃったように、一体となってそのものを解決していく、またよりよくするというので、要するにその辺が一番のこの基軸なのだということを聞きまして。私も、この評議員に何年か携わっていただいたうちに、この必要がないというようなことが、県のほうの評議員のほうから下りてきたことがあったのですね、今から七、八年前。でも、いや、違うよ。この評議員というのは、大和市にとって非常に必要なものだよとって、今があるということの歴史を私、感じています。

でもですね、今回この、私たちの特定の地域なのですが、何か起こったときに、学校と一体となってその考えるという部分が、実際行われていたかという、ノーだと思います。これはコロナ禍だったからしょうがなかったと思います。でも、別に集まらなくても、文章とかそういう中での情報交換で、どうしたらいいかということも、もしかしたらできたのではないかということ強く感じ、何のためにこの評議員があるのかをもう一度評議員会で、委員会の開催のときに、お話し合っただけければ、過去を振り返ってよろしいかなと最近痛感しているところでございます。

以上です。

○柿本
教育長

ご意見ありがとうございました。

青蔭委員、お願いいたします。

○青蔭
委員

前々からちょっと疑問に思っていたのですが、民生委員の方々が評議員になっていただく方も、かなり人数多うございますが、保護司の方々がここに名を連ねることが、私の記憶からすると、ここの数字があまり高くなったケースは、私も12年座っていますが、この保護司さんがここに上がってくるって、特に小学校なのですが、少ないのですね。これは、今、森園委員がおっしゃったように、学校で何かあった、それから、特に問題があったときに、保護司さんの力というのが、非常に大きな力を有するのですね。ですので、ここに保護司さんが名を連ね

るといふか、お名前、人数が上がってこないといふことは、前も何か説明が、私聞きましたかね。何かここは、ぜひ地域にちょっと下ろしていただいて、やっぱり何かのときに、保護司さんといふのは、大変な地位であります。ですので、もし家庭内で起きたときに、民生委員じゃなくて、保護司さんが同席していただくと、かなり司法の方、動いていただけなのです。だとすると、特に、これが小学生といつても、高学年になると問題起こします。ぜひ、この中学校もそうでございますが、ぜひここを下ろしていただいて、人数を増やしていただくと、こと細かにそれこそ起きたときに、校長先生も助かるのかなと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○柿本
教育長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、次の報告のほうにまいりたいと思います。

次に、市立小・中学校の児童生徒数及び学級数について。

北島学校教育課長。

○北島
学校教育
課長

よろしく願いいたします。

令和3年5月1日現在の児童生徒数及び学級数についてご報告いたします。

資料をご覧ください。

右上にその他報告と書かれているほうをご覧ください。

表の上段は、小学校の児童数、下段は中学校の生徒数になっております。学校ごと、学年ごとの一覧表になっております。それぞれ表の右下に総計が記載されております。

小学校の全児童数は、表の右下、右から2番目の欄ですけれども、1万1,777人で、昨年度比149人の減となっております。中学校の全生徒数は、表の下段、5,571人で、昨年度比、こちらは212人の増となっております。授業を少人数で行う少人数指導や、学級の人数を35人以下にする少人数学級のために、少人数研究として、県と国からの加配がございます。小学校1年生と2年生は、法律で定められておりますので、35人以下学級になっております。それ以外の学年で少人数研究として、35人以下学級にしているところは、小学校は6校で6学年、中学校2校で3学年ございます。

また、裏面につきましては、児童生徒数と学級数の推移を参考として載せてあります。ご覧ください。

報告は以上です。お願いします。

- 柿本 教育長 ただいまの説明に関しまして、何か質疑、ご意見等ございましたら。はい。
- 前田 委員 今回の説明にあったように、国では小学校2年生が段階的に今年度から少人数学級として、それに加えて、県のほうでは、昨年度まで2年生をやっていたのですよね。だから、それに準じて、今年、今年度から3年生をやってくれるのではないかなとかすかな希望を持っていたのですが、これを見ると、残念ながらそうはなっていなかった。もし、その辺のいきさつなどあったらお願いします。
- 柿本 教育長 何か分かるころがあれば。学校教育課長。
- 北島 学校教育課長 詳しいところでは分かりませんが、3年生以上につきましては、これまでも加配として少人数研究の本数はついておりました。そのところで、学校として少人数学級をやるのか、または少人数指導をするのか、または専科のほうを中心に進めていくのかというのは、学校の判断となっておりますので、それが3年生もやってくださいとなると、今度は柔軟性がなくなるという部分もございますので、その辺も踏まえて、今年度は従来どおりの、2年生が定数になったというところで落ち着いたのではないのかなと思います。
- 柿本 教育長 よろしいですか。
- 前田 委員 やむを得ないかなと思うのですが、ただ、3年生の学級数を見ると、林間小、大和小、それから文ヶ岡小ですか、36から38ですよね。2年生までは35人学級やっていて、30そこそこだったと思うのですが、一週に10人近くが増えているということで、これは子どもの側からしても、教える側からしても大変なことではないかなと思ったので、できればやってほしかったなという残念な感想です。
- 柿本 教育長 ありがとうございます。
35人学級については、ちょっと国の動き、県の動き、この後きちんと注視しながら、進めてまいりたいと思います。また、校舎に関して、教室数に関して、やがて課題として整理して、教育委員さんのほうにはご提示したいなど、そんなふうに思っておりますので、また、これからもご意見のほうをよろしくお願ひしたいと思います。
ほか、どうでしょうか。
青蔭委員。
- 青蔭 委員 この数字を見ていまして、非常に差異がありまして、大規模校と、それからそうでもない学校。それも、前田委員が、なるべくなら何かす

るときに、学校間で格差ないようにというふうなご提示がもちろんあって、これはもちろん、これに対して、何かもの言う気持ちは全くないです。ただ、あまりにも大規模校とそうでない学校と差異がありますので、ここを一つのくりにするのは、大変なので、なるべく私は学校で、校長先生の才覚でおやりになる部分がそういうふうにしたらどうかなというふうに思う。あまりにも差が、北大和の数字と、上和田小学校、こんなに差があるわけですので、これも一つにというのも、ちょっと大変だと思いますので、ぜひ学校間格差が、もちろん基本理念はなんですけれども、学校間格差、多少生まれても仕方ないのかなという感じが、この数字を見て、そういうふうな気がいたしました。よろしく願いしたいと思います。

- 柿本 教育長 ありがとうございました。
- ほかに。はい、どうぞ、及川委員。
- 及川 委員 すみません、学校間で差があるというのは、やっぱり教室が確保できないというのも関係あったりするのですか。
- 柿本 教育長 はい、学校教育課長。
- 北島 学校教育課長 学校間の差というのは、結局学区でもう決まっているわけなので、教室数がどうなので、ここが多いです、少ないですということではなくて、今回の北大和小の場合には、もう人数が多いので、校舎の増築を行ったりと、どちらかというとな数のほうが後からくつついていくようなところではあります。
- 及川 委員 じゃ、教室数が確保できるところは、少人数制で35人できるけれども、今ぎりぎりの状態で教室を分ける確保ができない学校は、やっぱりそれ以上、35人学級以上を選択するしかない状況なのですか。
- 柿本 教育長 はい、学校教育課長。
- 北島 学校教育課長 実際のところ、やはり教室が足りないので、少人数学級をできないという学校も、そういう年も実際あるのは事実でございます。その場合は、少人数指導というのを行って、少しでも効果的な授業ができるように工夫はしているところでございます。ただ、現実として、それは実際のところあるというのは、事実でございます。
- 柿本 教育長 はい、どうぞ、森園委員。
- 森園 委員 今、及川委員がおっしゃったように、少人数にできるようにという具体的な例はあるのですか、今。やはりぎりぎりの線でできないという学

級。

○柿本 教育長 はい、どうぞ、学校教育課長。

○北島 学校教育課長 要は学級数にどれだけ教室があるかというところなので、例年のその経過を見ていただくと分かるように、クラス数もやっぱりちょっとずつ変化しますので、今年はできたけれども来年はできないという、ただ、再来年はできるという可能性もありますので、そのぎりぎりの学校というのは、やっぱり幾つかあるのは事実でございます。

○柿本 教育長 よろしいでしょうか。

○森園 委員 はい。

○柿本 教育長 多分学校長のほうは、少人数学級でやるのか少人数指導でやるのかというのは、それぞれの状況の中で判断してやっていたかと思えます。そういった意味で、柔軟性というようなことが、先ほど学校教育課長のほうからありましたが、今後またこの問題については、先ほど申し上げましたように、大きな問題でございますので、ご意見のほうよろしくお願ひしたいと思えます。ありがとうございました。

よろしいですか。この報告に関しましては。

予定されている報告は以上でございますが、ほかに事務局より何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員の皆様から何かございましたか。

(「なし」の声あり)

よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、6月の会議の日程をお知らせいたします。

6月定例会は、6月29日火曜日午前10時からを予定しております。

◎閉 会

○柿本 教育長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これにて、教育委員会5月定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午前10時57分